

## 公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

令和7年度（令和6年度国庫補正事業）邑南町ケーブルテレビ複線化等整備事業ケーブルテレビネットワーク施設整備業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 7年 4月25日

邑南町長 大屋 光宏

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

令和7年度（令和6年度国庫補正事業）邑南町ケーブルテレビ複線化等整備事業ケーブルテレビネットワーク施設整備業務委託

#### (2) 業務の目的

邑南町が所有する形態のケーブルテレビ施設の放送・通信ネットワークの強靱化を図ることを目的とする。

#### (3) 業務内容

瑞穂センターのヘッドエンド設備及び矢上サブセンター、阿須那サブセンター、ほか6箇所のシェルター局舎の監視装置は一部の異常しか検知できず、検知の遅れと原因箇所の特定の遅れから、一部エリアの放送が停止し、復旧まで数時間要したこともある。

当該補助事業は、瑞穂センター、矢上サブセンター及び阿須那サブセンターにおけるヘッドエンド設備の監視機能の強化であり、冗長化した光放送設備の状態等の検知項目を増やし、異常の早期探知と復旧時間の短縮を目的としている。併せて、光スイッチ部の切り替え制御等の制御機能を加え、バックアップ系を含めたネットワーク全体での異常検知を可能とする監視機能の強化を図る。

さらに、現在の地上デジタル放送の受信点は瑞穂センターに設置されており、総南山に設置された瑞穂中継局の放送波を受信している。今回新たに設置する矢上サブセンターの第二受信点は、原山に設置された石見中継局の放送波を受信する。この受信点の冗長化により、瑞穂中継局が停波した場合であっても、放送の継続を可能とし、耐災害性の強化を図る。

そのほか、番組自動送出装置や地デジ自主センタ装置などの自主放送に関わる機器についても、異常発生時の検知機能を備えたものに更新し、災害時などの確実かつ安定的な情報伝達の確保と耐災害性の強化を図る。

#### (4) 業務期間

契約締結の日 から 令和8年3月16日まで

## 2 参加資格

1の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者に該当しない者であること。

(2) 邑南町から指名停止を現に受けていないこと。

(3) 町税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 公示日から過去5年以内に、ケーブルテレビネットワークの構築、更新等の実績があること。

## 3 選考方法

上記2の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を公募型プロポーザル選定委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

(1) 第1次審査

提出された書類を評価基準書に基づいて審査し、一定の基準点に達した提案者から上位5者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下の場合、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリング（オンラインを予定）を改めて実施し、審査基準及び審査方法に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としなないことができるものとする。また、プロポーザル選定委員会が一定の評価に達した者がないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

(3) その他 ※ただし、参加者が1者だった場合は、プロポーザルを取りやめ、参加者と随意契約の協議を始めるものとする。

#### 4 応募手続等

(1) 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒696-0192 島根県邑智郡邑南町矢上6000番地

邑南町役場 情報みらい創造課情報システム管理係

（担当 砂田・日高）

電話 0855-95-1126（内線：1006）

FAX 0855-95-2351

電子メールアドレス joho@town-ohnan.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和7年4月25日（金）から5月8日（木）までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、邑南町の休日を定める条例（平成16年10月1日条例第2条）に規定する本町の休日を除く。

イ 交付場所

上記4(1)に同じ。（邑南町ホームページにおいてもダウンロード可）

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書等

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 実施要領、仕様書等に対して質問することができる者は、上記2の参加

資格を満たしている者とする。

イ 質問方法

質問書（様式は実施要領に添付）により電子メールで行うこと。メール件名に「プロポーザル質問、送信年月日（西暦8桁）、会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。

受信後、着信した旨の確認メールを返信する。

ウ 質問期限

令和7年5月7日（水）午後5時00分までに必着  
質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

エ 回答方法

質問票送信アドレス宛に電子メールにより送信する。

オ 回答日 令和7年5月9日（金）

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 提出書類

① 参加申込書 1部

公示日から5年以内の導入実績を記載した書類（様式任意）1部

※2 参加資格の確認のため提出を要します。

② 企画提案書（様式は問わない。） 10部

③ 見積書（様式は問わない。） 10部

※提出書類の詳細は、実施要項に従い、上記書類について必要部数を提出すること。

イ 提出場所 上記4(1)に同じ。

ウ 提出方法及び期限

① 参加申込書ほか

持参による提出又は郵送による提出（郵便書留としてください。）

令和7年5月23日（金） 午後5時00分まで

② 企画提案書・見積書

持参による提出又は郵送による提出（郵便書留としてください。）

令和7年5月27日（火） 午後5時00分まで

(5) 企画提案に係る審査およびプレゼンテーション

ア 実施日 ①1次審査 令和7年6月4日（水）

②2次審査 令和7年6月16日（月）

イ 実施場所

ウ 提案時間 15分間（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

(※なお、応募者多数の場合は、時間を変更する場合がある。)

エ 質疑応答 15分間

オ 参加人数 3人以内

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ邑南町が準備したプロジェクターを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

キ 企画提案書等必要な資料については、当日10部提出すること。

ク 応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

#### (6) プレゼンテーション審査の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、プレゼンテーション審査の結果を通知する。

① 1次審査 結果通知日 令和7年6月 4日(金)

② 2次審査 結果通知日 令和7年6月17日(火)

#### (7) その他

##### ア 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

① 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

④ 虚偽の内容が記載されているもの

##### イ その他

① 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

② 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

③ 全ての提出書類は、返却しない。

④ 提出された企画提案書は、業者の特定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。

⑤ 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

#### 5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等による。